

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約の保証) 第十条 (略)</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 第一項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第六項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。ただし、受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の十分の三以上としなければならない。</p> <p>4 5 (略)</p> <p>6 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一（第三項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、十分の三）に達するまで、知事は、保証の額の増額を請求することができる。受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払) 第四十四条 (略)</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四日以内に前</p>	<p>(契約の保証) 第十条 (略)</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第五項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。ただし、受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の十分の三以上としなければならない。</p> <p>3 4 (略)</p> <p>5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一（第二項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、十分の三）に達するまで、知事は、保証の額の増額を請求することができる。受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払) 第四十四条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四日以内に前払</p>

払金を支払うものとする。

4| 5| (略)

6| 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第四十六条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

7| 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第四十七条又は第四十八条の規定による支払をしようとするときは、知事は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8| 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に、請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であり、かつ、受領済みの前払金の額がその増額後の請負代金額の十分の五(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)の額を超えるときは、受注者は、その超過額を返還しなければならない。

9| (略)

10| 知事は、受注者が第七項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定により財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

11| 二以上の会計年度にわたる工事に係る前払金の請求、支払方法等については、第一項及び第六項から第九項までの規定にかかわらず、別に知事が定めるところによる。

金を支払うものとする。

3| 4| (略)

5| 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四(第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第四十六条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

6| 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五(第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第四十七条又は第四十八条の規定による支払をしようとするときは、知事は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7| 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に、請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であり、かつ、受領済みの前払金の額がその増額後の請負代金額の十分の五(第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)の額を超えるときは、受注者は、その超過額を返還しなければならない。

8| (略)

9| 知事は、受注者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定により財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

10| 二以上の会計年度にわたる工事に係る前払金の請求、支払方法等については、第一項及び第五項から第八項までの規定にかかわらず、別に知事が定めるところによる。

<p>12) 受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者のうち知事が必要と認めた者であるときの第一項、第六項、第七項及び第八項の規定の適用については、第一項中「十分の四以内」とあるのは「十分の二以内」と、第六項中「十分の四（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）」とあるのは「十分の二（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四）」と、第七項中「十分の五（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）」とあるのは「十分の三（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四）」とする。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第四十五条 受注者は、前条第六項の規定により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を知事に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3) 受注者は、第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社^{が定め、知事が認めた措置を講ずること}ができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>4) (略)</p>	<p>11) 受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者のうち知事が必要と認めた者であるときの第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、第一項中「十分の四以内」とあるのは「十分の二以内」と、第五項中「十分の四（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）」とあるのは「十分の二（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四）」と、第六項中「十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）」とあるのは「十分の三（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四）」とする。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第四十五条 受注者は、前条第五項の規定により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を知事に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3) (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。